

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和6年4月10日

支出負担行為担当官
関東管区警察局総務監察部会計課長
森本 直樹

記

1. 公募に付する事項

本業務は、日本電気(株)製 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほかの修理であり、契約予定者以外に下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が一者以上あった場合は、競争入札を行うものとし、公募に参加する者がいない場合には、随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 日本電気(株)から、修理に必要な知的財産、技術情報等の提供を受けることができる旨の証明書を受領し提出すること。

3. 公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
関東管区警察局総務監察部会計課調達係
電話番号 048-600-6000

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年4月24日(水) 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、関東管区警察局担当者が求める説明及び文書の提出に速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東管区警察局総務監察部会計課長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

令和6年4月10日付けで公募公告のありました、日本電気(株)製 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほかの修理に係る参加意思確認書について、下記の書類を添えて申請します。

記

(例)

- ・ 資格審査結果通知書 (写)
- ・ 修理作業に必要な知的財産等の提供証明等

1 調達概要

日本電気(株)製 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほかの故障機器 について修理を行う役務を調達するもの。

2 修理依頼部署

管区警察局(さいたま市・千代田区)のほか、関東管内(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川県・新潟・山梨・長野・静岡)の各県情報通信部とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。

仕 様 書

1 件名

高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほか修理（単価契約）

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 用語の定義

(1) 修理物品

受注者に対し、修理を依頼する物品をいう。

(2) 代替物品

警察庁が受注者と別途契約する「高度警察情報通信基盤システム保守委託」において、障害となったハードウェア保守製品の代替するために受注者が準備する物品をいう。

4 契約対象機器及び修理予定数量

次の(1)から(4)のとおりとする。ただし、これらの付属品は含まない。

(1) 高度警察情報通信基盤システム データ端末A (PⅢ-DT-A)

(2) 高度警察情報通信基盤システム データ端末B (PⅢ-DT-B)

(3) 高度警察情報通信基盤システム データ端末C (PⅢ-DT-C)

(4) 高度警察情報通信基盤システム データ端末D (PⅢ-DT-D)

※修理予定数量の内訳は、別紙「令和6年度 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほか修理予定数量」のとおりとするが、同数量は過去2年における修理数量等から算出した見込数量であり、契約期間内における修理数量を保証するものではない。

5 発送元

契約対象機器(以下「修理物品」という。)の発送元は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 関東管区警察局（さいたま市） | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 |
| (2) 関東管区警察局（霞が関） | 東京都千代田区霞が関2-1-2 |
| (3) 関東管区警察局通信支所 | 東京都千代田区千代田1-3 |
| (4) 関東管区警察局茨城県情報通信部 | 茨城県水戸市笠原町978-6 |
| (5) 関東管区警察局栃木県情報通信部 | 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 |
| (6) 関東管区警察局群馬県情報通信部 | 群馬県前橋市大手町1-1-1 |
| (7) 関東管区警察局埼玉県情報通信部 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 |
| (8) 関東管区警察局千葉県情報通信部 | 千葉県千葉市中央区長洲1-9-1 |
| (9) 関東管区警察局千葉県情報通信部成田国際空港通信支所 | 千葉県成田市三里塚1-25 |
| (10) 関東管区警察局神奈川県情報通信部 | 神奈川県横浜市中区海岸通2-4 |
| (11) 関東管区警察局新潟県情報通信部 | 新潟県新潟市中央区新光町4-1 |
| (12) 関東管区警察局山梨県情報通信部 | 山梨県甲府市丸ノ内1-6-1 |
| (13) 関東管区警察局長野県情報通信部 | 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 |
| (14) 関東管区警察局静岡県情報通信部 | 静岡県静岡市葵区追手町9-6 |

6 修理の種類

修理については、次の(1)から(4)に示す期日までに修理物品が受注者の修理受付窓口に着した場合は「通常保守」対象として扱い、それ以外を「特別延長保守」対象として扱うものとし、受注者におけるそれぞれの保守における修理内容は7のとおりとする。

ただし、データ端末A及びデータ端末Dにあつては、特別延長保守の対象外とする。

- (1) データ端末A 令和6年12月31日
- (2) データ端末B 令和6年5月31日
- (3) データ端末C 令和6年8月31日
- (4) データ端末D 契約期間満了日

7 業務内容

発送元から送付された修理物品について、障害箇所を特定するための診断を行い、6に定める通常保守においては、部品の交換、調整、キッティング等とし、特別延長保守においては、修理物品へのキッティング又は代替物品による対応（代替物品のキッティングを含む。）とする。

なお、この単価契約の対象の交換部品、作業等は別紙のとおりとし、次の点に留意して修理を行うこと。

- (1) 代替物品は、修理物品とともに修理発送元に返送すること。
- (2) 契約後、速やかに修理業務に関する実施計画書（以下「実施計画書」という。）を関東管区警察局（以下「当局」という。）に提出し、承認を受けてから修理業務を開始すること。
なお、実施計画書の記載する事項等については、関東管区警察局の職員（以下「担当者」という。）と事前に打ち合わせをすること。
- (3) 交換部品以外に交換を必要とする部品が発生した場合には、必ず当該修理物品の修理業務を開始する前に担当者に報告し、担当者の指示を受けること。
- (4) 修理物品について修理業務が完了し、修理物品を発送元に返送する際は、修理物品1台ごとに修理報告書を添付すること。
なお、修理報告書の様式については、適宜の様式とするが、事前に当局の承認を得ること。
- (5) 修理業務の完了は、検査の合格をもって完了とする。
- (6) 契約期間満了までに修理業務を完了できる修理物品の受領期日を特定し、契約期間満了の2か月前までに、当局に書面により通知し、担当者の指示を受けること。

8 一般事項

- (1) 修理業務は、本仕様書により実施するが、特に明示のない事項等であっても、作業の性質上、当然、本作業の範囲に含まれるものについては、受注者の負担により実施すること。また、作業中に生じた軽微な変更や追加事項については事前に担当者の指示を受けてから対応すること。
- (2) 修理業務に当たって、受注者が過失又は故意によって第三者に損害等を与えた場合には、受注者がその損害等を補償すること。
また、修理業務に使用した資機材の紛失、損傷等についても同様とする。

- (3) 修理業務の実施に当たっては、担当者と十分打ち合わせの上、警察業務に支障を与えないよう留意すること。
- (4) 修理作業中に修理物品の異常等を発見した場合は、直ちに修理発送元の担当者に報告すること。

9 検査

- (1) 検査は、本仕様に基づき、修理報告書及び本部サーバ等との接続試験により、警察仕様の機能、性能を満足していることを確認する。
- (2) 検査で不合格となった修理物品については、検査職員の指示に従い、遅滞なく受注者が必要な対応を行い、再度検査を受けるものとする。
- (3) 検査に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

11 秘密保全

受注者は、修理業務に係る秘密の保全に関して、万全を期さなければならない。

また、当局に提出する実施計画書に秘密の保全に関する遵守事項及び体制等を記載し、担当者の指示を受けること。

12 支払条件

受注者は、検査に合格した修理物品について、月単位で取りまとめて修理代金を発注者に請求し、発注者はその請求に基づき支払を行う。

令和6年度 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほか修理予定数量(通常保守)

別紙

交換部品名		データ端末 A, B, C	データ端末D	予定数量	備考
1	充電端子カバー(USBカバー)	20	1	21	
2	イヤホンカバー	17	1	18	
3	ICカードトレイ	3	1	4	
4	バッテリー(電池パック)	9	1	10	
5	メイン基板	38	2	40	
6	液晶ディスプレイ	14	1	15	
7	インカメラ	3	1	4	
8	イヤホンジャック	4	1	5	
9	サブ基板	23	1	24	
10	背面側外装ケース(リアケース)	5	1	6	
11	液晶側外装ケース(フロントケース)	4	1	5	
12	アンテナ	3	1	4	
13	レシーバ	8	1	9	
14	外装全交換	4	1	5	
15	USB基板	7	1	8	
16	ケースバック	3	1	4	
17	サイドキーフレキシブル基板	3	1	4	
18	PROX基板	3	1	4	
19	メインカメラ	3	1	4	
20	バイブモーター	3	1	4	

作業件数		データ端末 A, B, C	データ端末D	予定数量	備考
21	診断費	98	13	111	
22	作業費	70	10	80	
23	諸経費	98	13	111	

令和6年度 高度警察情報通信基盤システムデータ端末Aほか修理予定数量(特別延長保守)

別紙

修理内容		データ端末B	データ端末C	予定数量
1	診断費	3	4	7
2	代替品キッティングに伴う作業費	2	3	5
3	データ端末再キッティングに伴う作業費	1	1	2
4	データ端末修理に伴う諸経費	3	4	7